

第9回 規制見直し基準WG議事概要（法務省ヒアリング）

- 1．日 時：平成17年11月9日 13:00～14:00
- 2．場 所：永田町合同庁舎 第4会議室
- 3．議 題：法曹人口の拡大等について
- 4．出席者：（規制改革・民間開放推進会議）
鈴木主査、原主査、大橋専門委員、福井専門委員
（法務省）
大臣官房司法法制部 参事官 吉村 典晃
（以下「吉村参事官」という）
大臣官房人事課 人事課付 丸山 嘉代
（以下「丸山人事課付」という）

5．議事の概要

鈴木主査：法曹人口の大幅な拡大について、問題は基本的に数を増やして下さいと言うこと。9,000人と書いているが、それはそれくらい大幅にという含意であり、それをどうするのかという問題。

吉村参事官：我々の考えは基本的にここに付記してあることから変わっていない。法曹人口の在り方については、法科大学院ができたばかりで、まだ新しい司法試験も始まっていない中で、そういった実施状況を見ながら、ご指摘されていることを含め引き続き検討を深めていきたい。

鈴木主査：しかし、以前に決まった数字は3,000人だけど、それだけではないということも明確に決まっている。

吉村参事官：それは私も同じ認識である。

鈴木主査：それは最終的な目標を、例えば9,000人の適否は措くとして、大幅に拡大するということは決まっているのだから。色々考えたいというのは結構だが、拡大するという方向を否定はできないはず。

吉村参事官：司法制度改革推進計画にも、法曹人口については記載されている。これは閣議決定であり、法務省としては内閣の一員としての立場からここに決められた内容についてはしっかりと実現していくよう努力する。言われるように3,000人というのは必ずしも上限でないということは認識している。

鈴木主査：「必ずしも」でなく「決して」といって頂きたい。

吉村参事官：そういう前提で、もともとの意見書も推進計画もあるので、先程の説明のとおり新しい法科大学院の育成状況や新司法試験の実状、既に実施されたプレテストについての分析もする。司法試験委員会も法科大学院の視察を今月以降実施すると聞いている。そういう実情を把握しながら進めていきたい。

鈴木主査：そうすると問題は、例えば9,000人のところに9,000人と書くのか、それ

とも1万人と書くのか、あるいは5,000人と書くのか、それともちょっと書きにくいというのかそういう所だけです。

吉村参事官：ご指摘の9,000人という数そのものは、我々の立場では3,000人が上限でないということは前提としつつ、資格試験ということなので、実際にどれくらいの方が受験され、合格するのは今後の新司法試験の実施状況を見ながら検討しなければならない。ちょうど司法試験委員会でも、この並行期間の5年間のプランをどうしていくかという議論があったときも、まだ一度も法科大学院を出てきていない段階で、じゃあこの5年間をどう進めていくのだということもなかなか決められない。そういう中でさしあたって2年間の合格者数の目安を司法委員会で決めたものである。こういう状況なので、目標の設定というのは、今年度中に決めろといわれてもなかなか難しい。実施状況を見ながら引き続き検討していきたい。

鈴木主査：9,000人というのは、10年間経てば、大体フランス並みになるということを書いた。世の中30年掛けてフランス並みという方もいるが、このピッチの速い時代にそんなことはあり得ない。もちろん10年後以降はフランスよりどんどん増えてしまうという意見には対しては、次はイギリス並み、最後はアメリカ並みという考え方もある。あるいは、フランスと似たようなものだから、フランス並みになった時点でピッチを落とすということも考えられる。

福井専門委員：対人口比の合格者はフランス、アメリカと比較すると、日本はどの程度なのか。

吉村参事官：今数字は持ち合わせていないが、もちろん日本より多いと思う。

福井専門委員：アメリカの司法試験の下位合格者が社会的に弊害をもたらしているのか。下位合格者が特に弊害をもたらしているというデータはあるのか。

吉村参事官：一度探さないとわからないが、司法試験の合格者のランクと現在活動されている方との対比関係というのは、私の認識している限りではわからない。

福井専門委員：日本でも、司法試験に一応順位をつけて合格を出しますね。その司法試験合格時の順位と、その後裁判所や検察庁で出世されたか。あるいは弁護士としていい事件を手がけて辣腕の異名を取っているかということについて相関があるという分析は少なくともないのではないかと。

吉村参事官：ちょうど我々が受験していた頃は順位もわからなくなっていた。私自身が司法試験を何番で通ったかはわからない。

福井専門委員：今やめているのか。ゾーンはあるのではないかと。

丸山人事課付：ランクですが、合格者の皆さんAランクになっている。

福井専門委員：合格者の中でどれくらいの順位で通ったかというのはわからないのか。

丸山人事課付：わからない。

福井専門委員：司法試験委員会はわかっているのだろう。

丸山人事課付：司法試験委員会は合格者の成績は持っていないのでわからない。

福井専門委員：合格者の成績は誰が持っているのか。

丸山人事課付：合格者の順位はデータとしては持っていない。及落判定審査員会議が終わった後はデータを破棄する。

福井専門委員：何年前からわからないのか。

吉村参事官：35,36期頃が境目になっているので、20数年前になる。

福井専門委員：それ以来合格者のデータはないのか。

吉村参事官：使用目的が無いということでデータはない。

福井専門委員：司法試験合格者数を決めるという本日の最重要課題を議論するにあたって、法曹界、特に弁護士会が心配している一番のポイントは、裾野を拡大すれば、要するに偏差値の下位の者を大量に弁護士にしたら国民が迷惑するということが、それが唯一の論拠。それが事実かどうか検証するためには、ぎりぎりを通った人がその後どのような活躍をしているのかというデータでない限り検証できないのではないのか。もちろん匿名性の保持は結構だが。だが、それを統計的に収集して分析しなければ、命題の真偽そのものを判定できないのでは。

今初めてそれを認識したので、今後は成績を保管して頂いて、最近合格者を増やしていることから、特に下位合格者ほど、実務家として有能でないという命題が本当に成り立つのかどうかを早速にでも、保管できる今年のデータからでも結構なので、追跡調査をして頂きたい。逆に言えば、それが論証できないのであれば、下位合格者つまり偏差値が低い人ほど実務家として無能であるという命題は成り立たないということになる。我々はそういう命題には懐疑的であり、証拠もないのにそのようなことを主張するのは不適切なので、ますます大幅合格者増ということは今現在頭から否定する論拠は希薄だと思う。

鈴木主査：35期から通知をしないということはまだわかるが、保管しないということはどこで決めたのか。

吉村参事官：当時の司法試験管理委員会ではないかと推測する。

鈴木主査：議事録などは残っていないのか。

吉村参事官：司法試験管理委員会は、その性質上議事録はない。

鈴木主査：捨てる理由は何なのか。

福井専門委員：公表せず、残してあるというのであればわかるが。

丸山人事課付：個人情報保護法に基づく成績開示の訴訟があったことから、昔のことを調査したが、順位を本人に通知しなくなった経緯と本人に通知をしなくなった結果データを持たなくなった経緯は完全な議事録ではなく、聞き取りによる陳述書のようなものしかない。当時の35期より前の人だったと思うが、司法試験で1位だった人が、ご自分の答案を再現され、予備校に高値で売り込んだことがあった。そうされると、皆その答案を模倣し、紋切り型の答案が出てきて、論文試験の選別機能が落ちていくので、試験の適正実施の観点からあまり得点の高い人に通知をしない方がいいだろうとの判断にどうもなったようである。そのため及落判定会議までは当然データを持っているのだが、それが終わると順位付けの所を外してしまう。

なぜ保管しなくなったかという点、本人に通知しない、利用しないデータは持つてはいけないということが総務省の指導であったので、どうも持たないようになったようである。ただ、福井先生ご懸念のようにそういうデータを持つべきだと思う。

訴訟関係など様々な経緯から本年度から合格者についてもデータを持つこととなった。資料として法務省が持つこととなった。

鈴木主査：それは通知をするのか。

吉村参事官：通知は来年度から。本人の希望があれば、論文試験、口述試験の順位を通知する。

福井専門委員：本件との関係で言えば、順位下位の資格者が必ずしも悪くはないと思っているので、その相関を見るためには必要なデータである。きっちりと保存されて何年か周期で解析をするという仕組みを今のうちに確立して頂きたい。

鈴木主査：データの保存が再開されておるのであれば結構だが、途中で話が変わりデータを抹消する人が出てくるかも知れないので、今のうちにきちんと入れておいた方がよい。

福井専門委員：アメリカの下位での司法試験合格者が、問題を起こすとか、何かひどい結果になっているかどうかを可能な範囲でお調べ頂きたい。恐らく相関はないという結果はあっても逆の結果はないと思う。

吉村参事官：そういう情報があるかは確認しないとわからない。それぞれ試験の仕組みも異なっているので。

福井専門委員：できれば、フランス、アメリカの2カ国くらい調べて頂きたい。法曹人口拡大の議論はそこについての実証データがないと議論にならないと思う。

吉村参事官：そこから議論できるのか、別の角度からの議論があるのかもわからないが。

福井専門委員：人口抑制論の最大の論拠はそこである。法曹人口を増やすべきでないという方の100%共通した論拠は、要するに成績が悪い人を入れるとひどいことが起こるということ。だったらよその法曹人口が多い国でひどいことが起こってないと辻褄が合わない。そこは科学的認識を持たないといけない。

吉村参事官：努力はさせて頂きたい。

福井専門委員：別の世界、国家公務員でいうと、もちろん厳格な統計データで見たことではないが、大体各省庁の人事責任者から伺っても、公務員試験の成績優秀者が、公務員として大成する資質を備えているかどうかということについては、ほとんど相関がないということをお聞きしている。

法律職の公務員試験は司法試験の亜種であり、似たような資質、あるいは司法試験の方が上だといわれるかも知れないが、一種似たような資質を判定しているのだとすると、試験で図れる実務家としての資質というのはかなり限界がある。

法務省は法曹サービスの質を高めて、国民に広く行き渡るようにするというのが目的だから、その限りでは我々の主張と一致している。これは試験秀才度だけ

で資格を与えるというのではない仕組みに変えて頂く大きな契機になるのではないか。

鈴木主査：それでは、少なくとも成績を残していくということを付け加えていくこととして、あと9,000人と書くか、5,000人と書くか、1万2,000人と書くか、これを後で議論させて頂く。「大幅に拡大する」というのは我々は念仏といっている。念仏は唱えて、ありがたく奉って、聞かない。数字を書くことについては、ある程度覚悟頂きたい。検討頂きたい。

福井専門委員：数値について教えて頂きたい。かつてフランス並みにするには10年間で1万何千人必要という試算を我々はしたが、現在の目を見てフランス並みの人口に、例えば5年で追いつく場合、8年で追いつく場合の2通りで、毎年何千人をキープすれば、あるいは何千人の増加数、何パーセントの増加率を取れば、5年なり8年でフランス並みに追いつくのかということを実算して教えて頂きたい。それからもう一つはアメリカ並みにストックベースで5年ないしは8年で追いつくためには、毎年何万人何千人、あるいは傾斜をつけるとして何千人、何千人という増加を見込んで、定常ベースでは何人かということを実数で教えて頂きたい。

それから単純な人口比率、フランス人口に占める司法試験合格者比率で、もし日本で想定すれば何人くらいになるのかという客観的な数値を教えて頂きたい。その辺の数値をベースにどの程度の数字を入れるかというのを議論させて頂きたい。

鈴木主査：今のは単純な算数の計算ですのでどちらでもいいですが、そちらでお願いします。

吉村参事官：できる限りの数字で計算してみたい。当然前提として法曹の仕組みそのもの、例えば日本では隣接士業みたいなものもあるし、フランスでは元々弁護士というものと隣接の資格があり、それを統廃合したりしながら人数が動いたりしている。そういったところも踏まえて色々考えなければだめだと思う。

鈴木主査：わかりましたが、それは法曹養成制度等改革協議会で日弁連が主張したこと。その時に法務省も我々も調査したが、アメリカのケースでも隣接資格があった。そういう議論になって、日弁連は返答に窮した。例えば公認会計士がなんだとか言うから、アメリカにもあるではないかと。まあ、隣接士業というのは調べて頂いても結構だが。

鈴木主査：法科大学院卒業者の7～8割の者が新司法試験に合格するように制度設計を行うべきということについてはどうか。

吉村参事官：ご指摘いただいた文章をそのまま読めば、卒業した人の7～8割を必ず合格させるように読めるが、この審議会の当該項目では、必ずしも卒業者の一定割合を合格させるとは書いていない。司法試験の前提となる法科大学院の教育内容あるいは教育方法、これについて記述しているものである。この辺りの前提の認識の違いがあるのではないか。

福井専門委員：法科大学院の卒業生見込みは何人か。

吉村参事官：来年度は特殊事情で2,000人強くらいだが、その後は今の定員だと5,500人～5,800人程度となる。ただ、これはあくまでも入学時の定員であり、当然途中の成績評価などにより、資質が悪い方はドロップアウトして頂くことが前提となっているため、そこがどこまで成されるかにも左右される。人数として必ずこれだけが受けるとするのは難しい。

福井専門委員：しかし、5,500人の方がいれば、途中でドロップアウトするにしても半分になるとは想定しにくいだろうから、例えば5,000人前後の卒業者を輩出するとして、その7～8割程度が合格するとしても、たかだか3,500～4,000人程度。これはそんなに非現実的ではないのでは。

吉村参事官：前提として何人受けるかということは、法科大学院の教育、成績評価、修了認定にかかってくる。それを大前提としてどう見るか、果たしてそういうものが予め設定できるかということもある。それと同時に、司法試験が資格試験である以上は、最初から一定割合を合格させるという設定の仕方がいいのかどうかということもある。その辺りを前提としつつ、大きな趣旨としては、質のいい人を法曹として育てていきたいということである。

福井専門委員：司法審の意見でも7～8割の者が合格できるよう、充実した教育を行うべきということは、7～8割の者が合格できるよう充実した教育さえ行えば法曹になれるという前提。いくら充実した教育を行っても、例えば、5,000人出てきて、今の合格枠3,000人とすれば、最大6割しか合格しない。その合格者総数を超えられないとしたら、合格総数と卒業者との乖離が予めフィックスしているので、7～8割を目標とすれば、法科大学院の努力では如何ともしがたい。

最初の論点に戻るが、いくら充実した教育を行っても、合格総数が7～8割に満たなければ、それは定員を動かすべきという議論になる。本来充実した教育を行うべきだが、それをいくらやったとしても、合格者総数が小さく設定されていれば、そこはちくはぐだ。どちらかを動かす必要がある。

吉村参事官：法科大学院でいかにきちんとした教育が行われているか、あるいは厳格な評価が行われているか。我々もそういうことを前提として認識しつつ、今後どうしていくのか考えていく。その意味では最初から当然5,000人が受けるという前提も取れない。仮定の話として、5,000人が卒業して、日本の優秀な方が法科大学院に入られていれば、それを踏まえて、合格者数をどうするか考えないといけない。そこはまさに法科大学院の実情を把握し、どうしていくかということである。

福井専門委員：これもさっきと関係するが、試験の成績で法曹の資質を測れるという建前。

吉村参事官：司法試験だけで法曹の資質がわかるわけではない。プロセスとしての法曹養成なので、その前提として、法科大学院できちんとした認定を行って頂きたい。その上で司法試験ももちろんある。その後の実務修習など、全体で質と量を確保していくということ。決して試験だけで質を確保するわけではない。

福井専門委員：予備試験は、法科大学院のプロセス教育を経たものと同等の能力があるということを経験のみで判定できるという制度。もちろん全てが試験で判るわけではないが、プロセス教育だって、その成果が試験である程度、かなりの程度把握できるという前提で試験制度が成り立つ。その場合法科大学院できちんと教育すれば、試験に合格できるという大まかな前提は成り立つと考えざるを得ない。その前提では、大体の法科大学院で試験に必要な資質を養成できていると考えられる。試験成績で法曹の将来にわたる資質確保の部分をコントロールできるという前提が成り立たなければ、その人数をどうするのかという時に、人数を絞らなければ資質が下がるという命題が成り立たないのではないかと。一方、7～8割の話も、本当に法科大学院で充実した教育をして、それが司法試験に反映されるとしても、いい成績を取ることが先々の実務に対して本当に因果関係を持っているかは必ずしも証明されていない。アメリカのロースクールについて、そういう実証分析があった上で、日本のこの法科大学院制度ができたわけでもない、あまり決め付けないほうがいい。充実した教育というのは耳障りがいいが、それが法曹の資質をどこまで保証できるのか。実務家として仕事ができるかどうかは、ほかの分野でも、大学時代にどのような先生に何を学んだかではなく、オンザジョブでトレーニングを受けることが大きい。弁護士も仕事しながら学ぶ。そうすると充実した教育にあまり重きを置きすぎると、木を見て森を見ないことになる。試験でそこそこしか担保できないのであれば、やらせてみて、できのいい人が法曹を続けることになればいいのでは。

吉村参事官：これは前回、所詮いい人は市場の中で選ばれるという御指摘があった。その前提として、きちんとした情報開示が必要だし、悪い人に対する評価も必要であろう。その辺りの環境整備がどこまで進むかにかかってくる。なお、ご指摘のような、今日本ではいいといわれる人が、試験の点数がよかったかは追跡しようがない。

福井専門委員：一定の年齢以上はわかるのではないかと。破棄されていないデータのところは、それは是非やっていただきたい。

吉村参事官：努力はいたします。しかし、弁護士の良し悪しをどのような指標で評価するのが難しい。皆さんのイメージと我々のイメージとは異なるかもしれない。例えば、お金をたくさんもらえる人が本当にいい弁護士かどうか。それだけが基準ではないし、あるいは敗訴率という観点でも、いい勝訴率でない方が必ずしも悪い弁護士とはいえない。社会的弱者等のために勝訴の可能性が低い事件を受任するなど、別の活動の評価がある。相関関係といった場合、どこを見て相関関係があるといえればいいのか。

福井専門委員：ひとつの指標で決める必要はない。だが、金を稼いでいるというのはひとつの指標。その人の腕がよくなければ、誰も大金を出さない。全てではないが有力な指標。例えば国選弁護士をやることは尊い生き方だが、それだってポイントになるかもしれない。だが、司法試験は弁護士の資格試験としての位置づけが強い

のだから、最低限の能力チェックでよい。格別優秀なエリート足りうるかどうかを判定するのが目的ではない。最低限の資質を備えていれば情報の非対称がなくなることが主眼のそれほど当てにならない市場の失敗是正の代替措置。特別悪い要素がない限り、通せばよい。例えば、依頼者のお金を横領するとか、弁護過誤、弁護士のミスで勝てる裁判に負け、依頼者に損害を与えたとか、このような人でさえ出なければ、逆に資格試験の目的は達している。そのような問題弁護士が下位合格者に多いのかという相関は極めて重要。そういう観点から残っているデータでお調べいただき、懲戒弁護士リストに下位合格者が多いのか等を見て、相関がなければ、我々の説が裏付けられることになる。

鈴木主査：元々新制度では、弁護士が法廷活動で飯が食える範囲内の数にするということではなかったはず。今までは法学部卒業だったのを、多彩な人間ということで、法科大学院で勉強させる。しかもその他の分野からも入ってくる。その方がすべて弁護士ではなく、行政官や会社の管理者になる人もいるだろう。だからたくさん合格者を出そうと。飯が食えるかどうかはその人の腕次第で、心配する必要はない。だから9,000人であり、大体7～8割は通れるような大学にしなさいという目標を与えている。

原主査：補足だが、やはりがんばって教育をしたいと法科大学院で教えている先生から聞いた。ただ、それが3,000人で切られると、自分たちに教育の失敗といわれている気がする。そういうことがないよう質の充実を図っていききたい。その上で、数字はもう少し上げるよう検討いただけないかという意見を聞く。

福井専門委員：私も非常勤講師としてある法科大学院で教えたが、学生たちは非常に優秀。ただ、学生は心配で仕方ないという。どんなに優秀でも確率的に見れば、受験者の半分くらいが落ちるような定員しか割り当てられていないのは、職をなげうって法科大学院にきた大勢の優秀な方が、法科大学院、弁護士だけに職業選択を絞っている。その当時は合格率7～8割だと、法務省が明確にそういったかはよくわからないが、文部科学省もそう信ずるに足る説明をして、世間もそう受け止めた。だから入ったのに法科大学院ができすぎたせいか、司法試験合格者が少なすぎるせいかわからないが、平均的に見ればかなりの人が落ちるといのはつらいという。アメリカのロースクールやメディカルスクールがそうであるように、大半の人がその専門大学に来たら資格は持てるようにすべきだろう。資格を持ったから食っていけるかどうかはその人の才覚。ただ、半分近くの人が資格を持つ入り口にすら辿り着けないのは、制度設計としてゆがんでいると思う。これを続けると、優秀な人材が法曹界に来なくなる。難関の法科大学院を出たのに、弁護士の資格にすら辿り着けないという制度にしておいて、いい人が集まると考えるのか。それは法曹界の将来にとっての危機だ。やはり7～8割は必要。日本の医学部だって9割くらい資格を取ってしまう。専門職大学院でまじめにやった限りは資格が取れる。その後の実務界では自らの才覚で競争するというのはどこの国でも採っている考え方だ。資格専門学校に入り、半分しか通らないという制度設計をしているのは日本だけ。本人

の人権問題でもあるし、法曹界の将来の資質の向上という点でもゆゆしき問題。そこは法務省と文科省とは立場が違うだろうが、よく相談してほしい。法科大学院できちんと勉強した以上は7～8割が受かるようにすることはどこの国でも標準的なことなので、それを目指すということをご理解頂きたい。

大橋専門委員：今の福井先生の話に関連するが、充実した法曹教育が実現するために、教育自体は文部科学省所管だが、法曹という分野から文部科学省との間でどういう調整を行っているのか。例えば、研究会みたいなものを作っているのか。両省で研究会みたいなものを作り、どうしたらいい法曹教育ができるかということ議論しているのか、実状を聞かせて頂きたい。

もう一つ、司法試験の答案用紙を廃棄していた時期があったというが、その時に文書管理規定などで、これは廃棄してもよいとなっていたのか。また、今後新たに答案用紙を残すということだが、期間はどれくらいなのか。文書規定上に書かれているのか教えて頂きたい。

吉村参事官：先程廃棄したという話は成績の順位に関する情報であり、答案用紙を保管するかどうかは別の問題。

鈴木主査：順位だけを消したのか。点数はあるのか。

吉村参事官：要するにこの人は何位で合格したという情報が今は必要ないということで、無くなっている。ただ、来年度以降はその情報も残すこととした。

鈴木主査：何を消したのか。全部消したのか。それとも、順位だけを消したのか。その他が残っていれば、もう一回順位を振ればいいだけ。それとも点数まで消したのか。

丸山人事課付：総合得点は残っている。答案用紙は文書管理規定で1年未満保存となっているので残っていない。毎年大量にあるので。

福井専門委員：点数が残っていれば、厳格な順位でなくてもいいので、合格点すれすれに近い点数の人に、劣等弁護士や裁判官、判事が多いのかということだけが関心事。

吉村参事官：その辺は調べてみる。繰り返しになるが、その方が劣等かどうかというのをどう判断するか難しいところ。

福井専門委員：弁護士だと懲戒処分。

吉村参事官：懲戒処分だと、本当の意味で人間としてやるべきでないことをやったということで、法曹の質以前の問題であろう。依頼者のお金を取ってはいけないというのは弁護士だからやってはいけないというものではない。そういうレベルの話である。

福井専門委員：逆に言えば、「劣等な法曹」という概念が無ければ、「優れた法曹」という概念も成り立たない。人数を絞る意義が、法曹界の資質向上、資質のいい法曹人員を養成するための資格試験というのであれば、「いい」という概念がある以上、反対概念の「悪い」ということがなければ、司法試験制度を運用できない。だから「いい」という概念の反対の「悪い」という概念を、消去法でも何でも良いが、き

ちんと定義して検証して頂くことが法曹制度運用官庁の責務だと思う。

鈴木主査：その話はそういうデータを持っていた方がいいですよという話。かといって、ファクトをそのまま出せといっても、司法試験の場合は人名をそのまま出すわけにもいかないから、そういうデータを持って、しかるべき所でぶつけることができるようにしておく方がいいのではというサジェスション。

それと先程の文科省との話はどうか。

吉村参事官：公式レベルとなると連携法という法律の仕組みがある。基本的に法務大臣と文部科学大臣が意見を述べあう。

大橋専門委員：連携法とは何か。

吉村参事官：連携法は正式には「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」であって、法科大学院教育と司法試験の連携が要請されている。連携法に基づいて公式にも意見を言えるが、それ以外にも適宜情報交換をしている。その他公式の場として、両省で一緒にやっていないが、例えば、文部科学省の法科大学院特別部会に法務省から委員を派遣し、法務省の実状を話し、向こうの実状を聞いている。また、法務省の司法試験委員会には、法科大学院関係が一定数入っている。その下の考査委員のメンバーも約半分は法科大学院の先生。実質上はお互い情報交換をし、連携をして制度設計している。

大橋専門委員：どのくらいの頻度でやっているのか。

吉村参事官：非公式レベルのメールでの情報提供を含めると日常的にやっている。

福井専門委員：法科大学院の方から、ほんとに法務省はひどいとよく聞く。せっかく作ったのに、どんなに頑張っても合格させてくれないという。このことは文科省の担当官の方も切迫感を持っている。だいぶ法務省と温度差があるのではないか。法務省としてはいい加減な人間を通せないというのはわかるが、文科省にしてみれば作ってしまった法科大学院からこれだけ卒業生が出るのだからやりきれない。

また、世間では法科大学院を出て司法試験に通らなかった人は、法科大学院に行かなかった人より、もっとひどい扱いを受けると言われている。

鈴木主査：2番目の問題だが、私の記憶では初めに7～8割ありきだった。この文章は7～8割が受かるようにしろとも読めるし、基本的にそうになっているが、そういう風な教育をしろとも読める。元々は7～8割が先にあって、それをダイレクトに言えないから充実した教育を行うべきであるという風に言葉を丸めたのではないか。

福井専門委員：その通り、充実した教育というのは立案過程で後から付いた。

吉村参事官：色々な事情があったとは思いますが、当然その前提となる法科大学院の設計はどうするのか。例えば、定員を絞ればどうかという議論も当然あった。定員を絞り必ず通るとするののも一つの制度設計かもしれない。ただ、法科大学院は、一定の基準を満たせば自由に作ってよいとの政策決定がなされたので、今は数が非常に多くなっている。定員数も非常に多くなっている。そのときに司法試験がどうあるべきか考えることであり、こちら側がいくつできて7～8割通せというのは、法曹

の質と量の確保ということを考えれば、必ずしも妥当ではないのではないか。

福井専門委員：それは司法試験合格者の最低ラインが資質を確保しているということが成り立つ限りではそうだが、そこがかなり怪しいのでは。

吉村参事官：今申し上げた法科大学院、司法試験、司法修習という一連の連動の中で質を確保するものであり、必ずしも司法試験だけで全てを選抜するわけではない。

福井専門委員：ただ、かなり多くの人が通れない。情報の非対称対策としては法科大学院卒もブランドである。また、司法試験合格もブランド。ある意味一気通貫。法科大学院は自由設立といいながら、資格付与の所は絞るとするのは、やはりちぐはぐ。そういうことをしている国はない。

原主査：医師になろうと思えば、長く大学に行き、その後も研修するなど、かなり長い時間をかける。ただ、医師の国家資格は合格率が9割くらい。だから、長い時間をかけてもチャレンジし、勉強する若い人がいる。法科大学院は非常に中途半端。法科大学院の位置づけが受験生や親から見てよくわからない。医師のように時間をかけても、医師になれるのであれば、時間をかけられるが、どうもそうではなさそうだ。だから、明確な制度設計をしないことが裏目に出ているのではないかと危惧している。

福井専門委員：法科大学院につぶれてもらって定員を減らすか、合格者数を増やすかどっちかでないと一致しない。ただ、できた法科大学院を何も人為的につぶす必要はない。彼らも学生に勉強させようとしている。一番現実的な処理は、社会実態として存在する法科大学院の卒業生数もにらみ、合格定員を決めること。さらに、今後予備試験で加わる人もにらみながら定員を決めるべきではないか。

吉村参事官：いろいろな声があることは我々も聞いている。法科大学院関係者からもいろいろ聞いている。先生方がおっしゃられることも我々の耳に入ってきている。また、逆に法科大学院が予想以上に増えすぎてしまったという人もいる。いろいろな声がある中で、今ある所が、全て教育を十分完全にしているという前提をとるのは、なかなか難しい。

福井専門委員：だが、結局下手な弁護士には誰も頼まないのだから。さっき吉村さんが言われたように、弁護士のしかるべき客観情報の開示制度などを片方できっちり作り、それとまさに二人三脚でやっていくということ。仮に、質の低い弁護士が入ったとしても、その人の業績がひどいことが依頼者にわかれば、その人は淘汰されるだけ。第三者の誰も損をしない。情報開示制度の作成にも精力を傾けて頂きたい。

吉村参事官：努力はしたいが、一方で、弁護士会は完全な自治団体である。我々に監督権があるわけではない。

福井専門委員：しかし、弁護士法の法案提出権は法務省にある。監督していなくとも、制度の立案官庁も法務省である。失礼ながら弁護士会ごときに立法、制度立案権があるはずはない。国の責任で制度は作るべき。

吉村参事官：もちろんそうだが、今言った情報開示といった問題は、法務省だけで決められることでもない。今後も我々は弁護士会と引き続き情報交換をしつつ、ご要

望については機会を見て伝えたい。

福井専門委員：もちろん、弁護士会のことを気にされるのはわかる。かつての法曹三者合意の際の慣行に縛られがちなのもわかるが、ここ数年の司法制度改革は、依頼者、消費者本位の改革こそ底流。弁護士会は供給者団体であり、供給者団体の言うことだけを聞いてきたこれまでの司法制度の変遷に決別するために今改革をやっている。消費者のため、国民のためというのが先ず一番。

鈴木主査：試験の合格者が、みんな法曹で飯が食えるということにポイントがあるわけではない。検事、裁判官にならない方は、弁護士で開業してもらえばいい。ただ、福井さんが言ったように何も知らない人の所には頼みに行かない。その人は、いわゆる職業法曹ではなくて、他の分野にいけばよい。弁護士として飯が食えなくなるという議論があるが、飯というのは食える人は食えるし、食えない人は食えない。幅を広くしておかないといい人材は入ってこない。何度も言ったが、500人しか取ってなかったときに、上から500人優秀な人が来れば良いが、500人しか取らなければ、上の500人は狭い門を嫌ってどこか他に行く。だから、窓口を広くしておくというのは、優秀な人材が入る上でポイント。教育が先か割合が先かということはこちらもよく考えるが、表現その他は詰めていきましょう。

鈴木主査：3番目の点だが、これは不当な不利益を受けないようにすべきであるということ、一つの方法論を提示した。

福井専門委員：この合格比率は以前も話題となり、自民党の司法制度調査会の答申文にも同じ趣旨を使ったものがある。自民党は現在も与党なので、与党の合意した文書と同じ内容を政府の文書とするのは不自然でない。

鈴木主査：特にこの案文の前段は何も問題はないのでは。

吉村参事官：この部分でいっているのが、最終的な新司法試験の合否のことなのか。あるいは前段階としての現行試験と新司法試験の比較のことなのか。また、予備試験と新司法試験の比較という意味では、この両者を比較する手段はないので、ここでいう最下位レベルと同等という点数とは何を指すのか。

鈴木主査：最終の新司法試験である。この点数が同じであれば合格させろということ。法科大学院卒に準ずるようにするため予備試験が課せられる。だから、予備試験に通った人は法科大学院を出た人と同等程度の基礎的素養が備わっていることをチェックする。予備試験合格者は法科大学院卒の人と力は同じなのだから最後の試験の点は同じ点で受からせろということ。

福井専門委員：予備試験組の本試験の最低ラインと法科大学院組の最低ラインは当たり前だが同一という確認。

吉村参事官：そういうご趣旨ならばそれを前提に考えたい。

福井専門委員：誤解を招くのであれば直して頂いて結構。

後段は、予備試験の段階で絞りすぎては元も子もないという意味。これはある意味一番客観的な指標。予備試験で需給調整をやっているのではないかという疑

念を晴らす上で、これよりもよい手段を我々は持ち合わせていない。この基準を最有力措置として明記して頂きたい。自民党も言っていること。

吉村参事官：自民党の文言について、前回のご指摘後再度確認したが、少し内容が違っているような気がする。趣旨としてこういうことも含まれていると読めるのでは無かろうかということではないか。そういう前提も含めてどういう表現であればいいのか。我々としても、ご指摘の趣旨は理解しているつもりである。

福井専門委員：このアイデアは元々法曹界の方から出てきた。法務省司法本部経験者の方から頂いたアイデア。素晴らしいと言うことで我々も引用している。

吉村参事官：基本的な考え方について、我々反対するつもりはないが、文言が誤解を招かないようにということで、少し協議をさせて頂きたい。

福井専門委員：論理的な意味であってれば、言葉尻はこだわらない。

大橋専門委員：その言葉尻の話だが、当会議の最初と最後の主張について、結論という言葉を削除しているが、なぜ結論を削除しなければならないのか。そちらの方の修正案だと18年度検討と書いて、検討をだらだらとするように見える。物事は検討したら何時結論を出すのか時期を明記すべき。そういう意味で我々の主張は18年度に結論を出すべきと言うこと。

吉村参事官：実際に不利益に扱わないということは実施時期も含めて不利益に扱わないということが大前提となる。ここで言っている結論が、どこまでやれば我々が結論を出したということになるのかということも一方ではある。新司法試験の予備試験についての制度設計についても我々はもう少しきちんと考えなくてはいけない。ここの部分は先行して結論を出し、他の部分は後からというのがいいのか。新司法試験全体、もちろん大枠は法律に書いてあるので、実際の運営を含めてどうするのかを総合的に検討しなければならない。その意味で18年度中にここだけ決めると言うことは厳しい。

鈴木主査：だが、3番目の問題は既に決まっている話。おさらいをやっているだけ。だから、18年度検討、結論といわずとも、既に決まっていることと書いても良い。

福井専門委員：これから予備試験ルートか法科大学院ルートの選択を考えている若者にとって、3番目がはっきりしているかどうかは切実な問題。

鈴木主査：これは自明の事柄。決まっている事柄を宣言したに過ぎない。方法論としてもっとベターな表現があれば、どんどん言って頂ければよい。ただ、その意味でこれは全部決まっていることだから18年度中検討、結論でなく、既決と書いてもよい問題。文言上の所は今後調整させて頂く。

吉村参事官：趣旨は理解したので、それを考慮して制度設計する。新司法試験の予備試験の制度設計を何時やるかという問題もあり、ここだけ突出してやるのも厳しい。

鈴木主査：制度設計のことをではなく、制度設計を行う上でのものの考え方。

福井専門委員：法科大学院でなく、別の仕事をしながら受けようとする人は、ここがはっきりしないと、とても受験しようなどという気になれない。

吉村参事官：今福井先生から指摘のあった、まさに進路選択にあたっていつに情報提供する必要があるのか、どの程度するのかについては、その要素も考慮して考えていく。

福井専門委員：世間の一部には、未だに法科大学院だけが法曹になれる道だと信じている法科大学院関係者いる。実は真相がわかりながらそういうことにしてしまいたいという人がいるのもご存じか。あえて吹聴する一部の勢力があるのを承知しているが、これは完全に対等。司法審の意見書の段階でも、自民党の段階でもその整理。法科大学院でも、予備試験でも、全く対等で、どっちかが脇道ということとはあり得ないという政府の明確な意思が存在しているという認識なので、そういう前提で平等に扱って頂きたい。

鈴木主査：これもある筋から聞いた話なので、まさかとは思いますが、巷では2,000人～3,000人しか合格しないという現実があるという前提で、文科省か法務省かどちらか知らないが、大学毎に合格枠、ある意味で推薦枠というものを割り振って、どんな成績の悪い大学でも、何人かは合格するようにして、その大学の延命、救済をするというようなことが考えられているという話が、真偽は定かでないがあるかどうか。

吉村参事官：資格試験である以上、テーマとして議論したこと自体が無い。資格試験である以上、当然この大学は何人という枠で考えるということはない。

福井専門委員：今後もないですね。

吉村参事官：今後もないものと考えている。

福井専門委員：割当制みたいなものは、元々の司法制度改革の法曹人口拡大ということからは最も遠い制度。そのようなことがないフェアな制度にして頂きたい。

鈴木主査：それでは後は案文協議に入りましょう。今日はごくろうさまでした。